

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行の一部改正について

農政部が発注する工事については、将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境整備を推進するため、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」（平成30年10月12日付け事調第676号）により、週休2日の確保に要する費用の計上を行ってきたところですが、積算方法に関する試行の一部を改正し、下記の積算基準日から適用することとしたので通知します

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年6月19日以降	令和6年8月21日以降

記

1 対象工事

土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領、環境整備工事等価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事を対象とする。

ただし、工期が1ヶ月未満の工事、工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

2 「週休2日」の定義

「週休2日」とは、対象期間※¹を通じた現場閉所※²の日数が、4週8休以上※³となることをいう。

※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 実施方法

- (1) 発注者は、土地改良事業等工期設定要領（平成29年12月14日付事調第823号）を踏まえた工期設定を行うものとする。
- (2) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書※⁴を作成し工事監督員へ提出すること。
- (3) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間※⁵や余裕ある工期期間は除く。）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。

※4：実施計画書は、別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※5：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。

4 実施の留意事項

- (1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えできるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。
- (2) 週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前※⁶までに実施状況※⁷（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。
- (3) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。
- (4) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。

※6：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

※7：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1（※⁴）実施欄によるものとする。

5 実施確認

- (1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告※⁸すること。
- (2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認※⁹するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。

※8：報告は、旬日毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合には、別記様式1（※⁴）によることもできる。

※9：報告を受けた工事旬報または別記様式1（※⁴）による。

なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の対象工事について、週休2日に取り組むことを前提として当初積算から表1及び表2の4週8休以上の補正係数を各経費及び市場単価・土木工事標準単価に乗じるものとする。

また、対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する。

なお、受注者が工事着手前に週休2日の取組を希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

表1

	4週8休以上
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

表2 (市場単価)

名称	区分	4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工ガス溶接)		1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

表 2 (土木標準単価)

名称	区分	4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

(2) 補正方法

- 労務費 = 労務費×週休2日補正係数
- 機械経費(賃料) = 機械経費(賃料)×週休2日補正係数
- 共通仮設費(率分) = 対象金額×((共通仮設费率×施工地域を考慮した補正係数+各種補正率加算(共通仮設)※10)×週休2日補正係数)
- 現場管理費(率分) = 対象金額×((現場管理费率×施工地域を考慮した補正係数+各種補正率加算(現場管理)※11)×週休2日補正係数)
- 市場単価 = 対象市場単価×週休2日補正係数
- 土木工事標準単価 = 対象単価×週休2日補正係数

※10: 各種補正率加算(共通仮設)とは、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行」のうち、経費加算率算出式により算出した加算率及び「面工事の積算方法等に関する試行」に示す補正係数

※11: 各種補正率加算(現場管理)とは、施工時期・工事期間等による補正率及び「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行」のうち、経費加算率算出式により算出した加算率
また、「熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試行」を設計変更にて対応する場合は、前述の補正率に含めるものとする。

7 試行工事実施フローについて

試行工事を行う場合におけるフローは別紙2による。

8 入札公告及び特記仕様書への記載について

- (1) 入札公告に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。
- (2) 特記仕様書に試行工事の対象であることを明示するものとする。

設計積算係 内線 27-184
調整係 内線 27-169

別紙 1

【入札公告記載例】

1 入札に付する事項

- () 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事
この工事は、週休 2 日に取り組むことを前提とし労務費、機械経費（賃料）、間接工事費、対象となる市場単価に 4 週 8 休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である、なお、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する試行対象工事である。

【特記仕様書記載例】

○本工事は当初積算において「4 週 8 休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する。
なお受注者が工事着手前に週休 2 日の取り組みを希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

別紙 2

週休 2 日を実施した工事における対象期間中の現場閉所状況に応じた、それぞれの経費の補正に関する試行実施フロー

試行工事 発注時
<ul style="list-style-type: none">・週休 2 日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において 4 週 8 休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙 1 参照)</p>



試行工事契約締結後の施工計画書提出時
<ul style="list-style-type: none">・受注者が週休 2 日による施工を希望する場合は、実施計画書（別記様式 1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。・受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は、施工協議簿にて工事監督員へ報告する。 <p style="text-align: right;">(別紙 3 および別記様式 1 参照)</p>

※受注者が週休 2 日による施工を希望しない場合は減額変更を行う。



試行工事 実施（施工）中
<ul style="list-style-type: none">・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。・受注者は、週休 2 日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。・工事監督員は、対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する。 なお、受注者が工事着手前に週休 2 日の取組を希望しない場合については、適宜、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 ⇒工事の完成日の 20 日前までに、「現場閉所率」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。 ⇒受注者は、工事の完成日の 20 日前までに、「現場閉所率」が確認できない場合であっても、「別記様式 1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受けるものとし、現場閉所率が、4 週 8 休に満たない場合は、補正係数による補正行わずに減額変更を行うものとする。 (受注者は「現場閉所率」確認のための提示資料をとりまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)